

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会（第2回）

令和8年1月26日（月）

資料3

# 議題3

## 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの設置に向けて

厚生科学課

災害等危機管理対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第1回検討会でいただいた主なご意見

## いただいた主なご意見

- ・ 支援チームは情報伝達の要として、現場から円滑に情報を集約・伝達する役割を担ってほしい。
- ・ 都道府県は基礎自治体支援や知事への報告を担う一方、実質的な情報管理や国への報告は支援チームやDMAT、DHEATが担っている。厚労省内にも各部門を横断する調整機能があると情報伝達が円滑になる。
- ・ 広域災害時には被災状況を俯瞰し、都道府県ごとに助言できる体制が求められる。被災県が多数の場合も想定したチーム編成が必要。
- ・ 支援チームは被災都道府県からのニーズを迅速に把握し、制度・財源等の調整に対応することが重要。
- ・ 災害初期は都道府県や市町村で調整本部が立ち上がらない場合が多く、支援チームがサポートする必要がある。
- ・ 本部支援の主要メンバーは平時から顔合わせや訓練等で連携を深めておくことが望ましい。国レベルで標準的なモデルを作り、都道府県にも展開していくことが有用である。

## 本日ご議論いただきたいこと

- ・ 厚生労働省にチーム体制を敷き、自治体の災害対応が円滑に進むよう支援が必要である。
- ・ 次ページからの「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」の役割（案）と体制（案）について、より実態に即した内容となるよう、ご意見をいただきたい。

# 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割（案）（1）

- 災害発生時には市区町村災害対策本部、保健医療福祉調整地域本部（保健所）、都道府県の保健医療福祉調整本部、DMATコーディネーター、DHEAT等が各種調整に当たる。
- 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（以下、厚労省支援チーム）はこうした現場の調整がより円滑に進むようサポートする目的で、以下1～4の役割を持つこととしてはどうか。

※保健医療福祉活動チームを「活動チーム」、被災した都道府県を「被災県」、厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームを「厚労省支援チーム」と表記している。

## 1. 活動チームの派遣調整【厚労省支援チーム→被災県】

- 被災状況が明らかになる前の段階において、その災害規模に応じたチームを先遣隊として派遣できるよう厚労省支援チームで調整する。**→各チームの既存の派遣判断の基準を標準化する。**
- 被災状況に係る情報が集約されてきた段階において、需要に対して供給不足が想定される地域への派遣について、都道府県が柔軟に意思決定できるようサポートを行う。
  - 留意点として、風水害では被害状況が徐々に明らかになるため、派遣の判断が難しいため、都道府県・市町村の判断を促す必要がある。
  - 被災地の状況に応じた活動チームの撤退判断の基準の標準化を目指す。

## 2. 情報提供依頼（急性期以降）【厚労省支援チーム→被災県】

※都道府県の保健医療福祉調整本部が立ち上った後の時期を想定。

- 厚生労働省各局が別々に被災県に情報を求めることがないよう、可能な状況であれば、保健医療福祉調整本部の定期的な会議を傍聴し、情報収集を行う。
- 厚労省支援チームが厚生労働省各局の必要な情報を一元管理し、厚生労働省現地対策本部を介して、被災県に情報提供を求める。  
※厚労省支援チームは厚生労働省現地対策本部と定期的にリモート会議を実施する。
- 都道府県の保健医療福祉調整本部が立ち上がる前の超急性期においては、被害状況の把握を組織的に行うことが困難と考えられるため、従来通り厚生労働省各局が被災県各局から情報を収集する。

# 厚生労働省保健医療福祉活動支援チームの役割（案）（2）

## 3. 要請受付【被災県→厚労省支援チーム】

- ・被災県の要請を受け止めるワンストップ窓口として連絡を受け、各局・活動チームから成る厚労省支援チーム員が情報共有・現状分析を一元的に行い、要請事項への対応を行う。対応する部局が厚労省支援チーム外の場合は該当部局へ伝達し、対応を求める。
- ・現地対策本部が閉鎖した後、復興復旧を経て平時に戻るまで、厚生労働省の窓口を継続。  
(例えば、福祉、就労等の関係での要請情報を厚労省支援チームが被災県から収集し、厚労省支援チームが必要な部局につなぐことを想定。)

## 4. 他省庁との調整【厚労省支援チーム←→他省庁】

- ・災害対応する内閣府、国土交通省、防衛省、経済産業省等からの連絡は厚労省支援チームが受け、必要な調整を実施する。

## 厚労省現地対策本部との役割分担

- ・厚生労働省現地本部に派遣されている職員が被災県と活動チームでは、調整しきれていない事項について、聴き取り、厚労省支援チームへ伝達する。
- ・その他、厚生労働省現地対策本部に派遣されている職員は発災初期の災害コーディネーターや都道府県保健医療福祉調整本部が実動するまでのサポートを行う。

# 平時の役割（案）

- 定期的に活動チーム同士、または活動チームと自治体職員が連携できる場を持つことを目的として、平時には以下の役割を持つこととしてはどうか。

## 1. 活動チームの役割分担の整理

- 初動期（情報収集・現場把握）、展開期（支援実施・調整）、復旧期（支援縮小・撤退判断）のフェーズごとに、現場実務を担うチームと本部支援を担うチームは分けて役割をより明確化。

※本検討会で一定の整理は進めるが、より具体的な検討を平時に進める。

## 2. 厚労省支援チーム会議の定期的な実施

- 連絡先、担当者等の定期的な更新
- 活動チーム毎の活動内容や派遣可能な登録人数等の情報共有
- 活動チーム毎の訓練実施状況等の共有

## 3. 隨時のコミュニケーションの実施

- Teamsでチーム作成し、随時コミュニケーションがとれるようにし、発災時に円滑に連絡ができるようにする。

## 4. 自治体が行う保健医療福祉活動連携等にかかる訓練のサポート

## 5. 自治体が行う事前防災活動のサポート

# 厚労省支援チームに参画する部局・活動チーム（案）

- 前項目までの役割を担うために、以下の体制としてはどうか。

## 1. 厚労省支援チームの位置付け

- 厚生労働省災害対策本部が立ち上がっている間は、災害対策本部の下部組織とする。
- 上記以外の時期は、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室の中の一組織として位置付ける。

## 2. 厚労省支援チームに参画する部局・活動チーム等（案）

- 参画する関係各局は「**医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部、医薬局、社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部、老健局**」。
- 参画する活動チーム等は、別添にリストしている組織を基本として、適宜検討を実施。

## 3. 災害時の参集部局・活動チーム（案）

- 参集部局は、所管する活動チームが参集する際には同時に参集する。

### ➤ 災害初動期に参集する活動チーム

D M A T、日本赤十字社

※ここに記載の活動チームは厚生労働省に常駐する予定。

### ➤ 災害規模が一定判明した時点で参集する活動チーム

DHEAT、DWAT、JMAT、JDAT、保健師等チーム、災害支援ナース、薬剤師チーム、NHO、JCHO、DPAT、DICTなどを想定。

※人的支援をするチーム間の調整を念頭に置いている。

## 4. 参集部局・活動チームの参集場所

- 災害初動期には一部を除き、Teamsでのリモート連携を基本とする。
- 活動チームの派遣が決定した時点で参集するチーム・部局が増えるため、50-60名程度収容可能な部屋を常設で確保が必要。

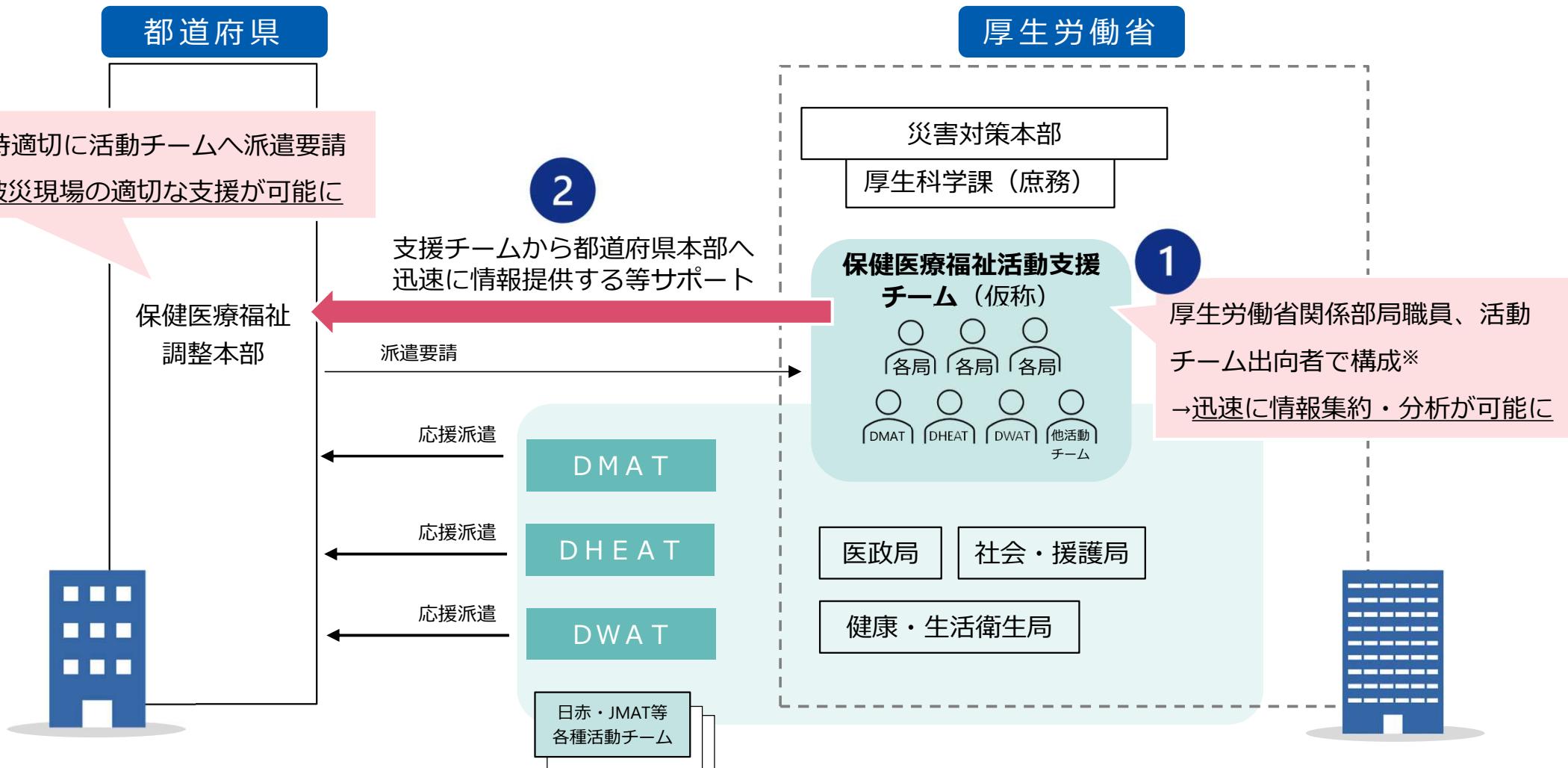
# 【別添】保健医療福祉活動チーム等一覧

(厚生労働省防災業務計画に記載のある組織のみ記載)

名称	厚労省 防災業務計画	通知※	厚労省 研修事業	厚労省 認証	厚労省所管部局
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	○(p.37)	○	○		健康・生活衛生局
災害派遣医療チーム（DMAT）	○(p.38)	○	○	○	医政局
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	○(p.38)	○	○	○	医政局
災害支援ナース	○(p.38)	○	○	○	医政局
保健師等チーム	○(p.38)	○	○		健康・生活衛生局
日本医師会災害医療チーム（JMAT）	○(p.39)	○			医政局
日本赤十字社	○(p.39)	○	○		社会局
独立行政法人国立病院機構	○(p.39)	○			医政局
独立行政法人地域医療機能推進機構	○(p.39)				医政局
全日本病院医療支援班（AMAT）	○(p.39)	○			医政局
日本災害歯科支援チーム（JDAT）	○(p.39)	○	○		医政局
薬剤師チーム	○(p.39)	○			医薬局
日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）	○(p.39)	○	○		老健局、医政局
日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	○(p.39)	○			健康・生活衛生局
独立行政法人労働者健康安全機構	○(p.40)				労働基準局安全衛生部
災害時感染症制御支援チーム（DICT）	○(p.45)	○	○		健康・生活衛生局感染症対策部
日本透析医会	○(p.46)				健康・生活衛生局
災害派遣福祉チーム（DWAT）	○(p.49)	○	○		社会・援護局

# 【今後】組織体制及び情報連絡ルート（案）

保健医療福祉活動支援チーム（仮称）を厚生労働省に設置し、自治体・活動チーム及び個別システムから収集した情報を迅速に集約・評価し、必要な活動チームの種類や数等を都道府県の保健医療福祉調整本部へ情報提供、調整をサポートする。それを基に、都道府県本部が被災現場への適切な支援を実施できるよう目指す。



\*災害対策基本法に基づく指定公共機関（独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立健康危機管理研究機構、公益社団法人日本医師会、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）の活動チームからの出向者も想定される。

# 【参考資料】

## ■ 都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

区分	活動項目	フェーズ 0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ1：緊急対応期 (概ね発災後72時間)	フェーズ2：応急対応期 (避難所対策が中心の期間)	フェーズ3：応急対応期 (避難所から仮設住宅入居まで)									
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間												
保健医療福祉調整本部における指揮調整業務	(1)保健医療福祉調整本部の立ち上げ 情報共有ラインの構築	<b>保健医療福祉調整本部の立ち上げ (DHEAT先遣隊による支援)</b> <b>情報ラインの構築 情報共有に係る連絡・調整</b> <b>本庁各課・保健所・市町村との情報ラインの構築 (連絡窓口の設置、リソース派遣を含む。)</b> <b>・保健所との情報共有に係る連絡・調整 (保健所から收集した情報の伝達 / 保健医療福祉調整本部の情報の保健所への提供)</b>														
	(2)情報収集 情報整理・分析評価・対策の企画立案	<b>県内全域の被災状況 (人的・物的被害 / ライフライン / 道路交通状況等) に関する情報収集</b> <b>保健医療福祉の状況に関する情報収集</b> <b>保健医療福祉活動チーム等の活動状況に関する情報収集</b> <b>保健所からの情報収集 (被災地域の保健所管内の状況 / 被災地域の保健所の稼働状況 / 人的資源の充足状況等)</b>														
		<b>収集した情報の整理・分析評価 (全体を俯瞰した優先課題の抽出) → 対策の企画立案 (優先課題への資源の最適配分・不足資源の調達等に係る対策) • 次のフェーズを見通した対策の企画立案</b>														
	(3)受援調整	<b>都道府県内受援体制の構築 (保健所間支援 / 職種別支援) • 都道府県内受援調整 (保健所間支援 / 職種別支援)</b>														
		<b>保健医療福祉活動チーム受援体制の構築 (応援調整・受援調整窓口の設置)</b>		<b>受援調整 (受付、リエントレーション、担当エリア・業務割振り、連絡調整等) ※保健医療福祉活動チームに対する指揮調整を含む。</b>												
		<b>DHEAT受援体制の構築 (応援調整・受援調整窓口の設置)</b>		<b>DHEATの受援調整・管理</b>												
		<b>統合指揮調整のための対策会議の設置 • 対策会議の開催 (会議資料の作成/会議運営/会議録の作成)</b>														
	(4)対策会議の開催 (総合指揮調整)	<b>不足する人的物的資源の確保に係る調整 (要請・配分等)</b> <b>・専門機関への支援要請・専門的支援に係る連絡調整</b>														
	(5)応援要請・資源調達	<b>国や専門機関の情報 (通知・ツール等) の本庁各課・保健所への伝達</b> <b>・専門的支援に係る連絡調整</b>														
	(6)広報・渉外業務	<b>広報 (住民への情報提供) / 相談窓口の設置</b>		<b>メディア・来訪者等への対応 (現地ニーズと乖離のある支援者への対応)</b>												
	(7)職員等の安全確保・健康管理	<b>労務管理体制の確立</b> <b>職員健康管理体制の確立 • 職員の健康相談/健康管理に係る助言・啓発等</b>														
				<b>応援者の安全確保・健康管理 (応援者の健康相談/健康管理に係る助言・啓発等)</b>												

出典：参考資料3 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和7年3月31日付け科発0331第10号厚生労働省大臣官房厚生科学課長等連名通知）の（別添1）